令和元年 蘭越町議会 第4回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和元年 8月26日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時58分

〇出席及び欠席議員の氏名

 出席(10名)
 1番
 金安
 英照
 2番
 田村
 陽子

 3番
 永井
 浩
 5番
 向山
 博

 6番
 難波
 修二
 7番
 赤石
 勝子

 8番
 中島
 溢子
 9番
 柳谷
 要

 10番
 熊谷
 雅幸
 11番
 冨樫
 順悦

欠席(0名)

〇会議録署名議員

8番 中島 溢子 9番 栁谷 要

○説明のために出席した者の職氏名

| 町長 | 金 | 秀行 | 副町長 | 山内 | 勲 |
|----------|----|----|-----------|----|----|
| 教育長 | 首藤 | 一幸 | 総務課長 | 小林 | 俊也 |
| 総務課参事 | 渡辺 | 貢 | 税務課長 | 竹内 | 恒雄 |
| 住民福祉課長 | 北川 | 淳一 | 健康推進課長 | 山下 | 志伸 |
| 農林水産課長 | 西河 | 修久 | 建設課長 | 北山 | 誠一 |
| 商工労働観光課長 | 梅本 | 聖孝 | 会計管理者 | 小木 | 利夫 |
| 建設課主任技師 | 中村 | 伸宏 | 農業委員会事務局長 | 木村 | 恭史 |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

| 7 - 1 - 1 - 1 | | | | | |
|--------------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員 | 員の指名 | | | |
| 日程第2 | 会期の決定 | | | | |
| 日程第3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 | | | | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 示談の締結について(施設内事故) | | | |
| 日程第5 | 議案第2号 | 示談の締結について(物損事故) | | | |
| 日程第6 | 議案第3号 | 蘭越町ふれあい通信の運営に関する条例の一部 | | | |
| | | を改正する条例 | | | |
| | 議案第4号 | 蘭越町へき地保健福祉会館条例の一部を改正す | | | |
| | | る条例 | | | |
| | 議案第5号 | 蘭越町生活改善センター条例の一部を改正する | | | |
| | | 条例 | | | |
| | 議案第6号 | 蘭越町克雪管理センターの設置及び管理に関す | | | |
| | | る条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第7号 | 蘭越町地区研修センターの設置及び管理に関す | | | |
| | | る条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第8号 | 蘭越町農村研修センターの設置及び管理に関す | | | |
| | | る条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第9号 | 蘭越町地場産業振興コミュニティセンターの設 | | | |
| | | 置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第10号 | 蘭越町山村開発センター設置及び管理に関する | | | |
| | | 条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第11号 | 蘭越町港地区高齢者センターの設置及び管理に | | | |
| | | 関する条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第12号 | 昆布活性化センターの設置及び管理に関する条 | | | |
| | | 例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第13号 | 蘭越町農産物加工試作・研修施設の設置及び管理 | | | |
| | =+ | に関する条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第14号 | 蘭越町ふれあいプラザ21の設置及び管理に関 | | | |
| | * * | する条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第15号 | 蘭越町ふるさとの丘リンリン公園の設置及び管 四に思する名別の 如ちれてする名別 | | | |
| | ※安生40日 | 理に関する条例の一部を改正する条例 | | | |
| | 議案第16号 | 蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条 | | | |
| | | 例の一部を改正する条例 | | | |

| | 議案第17号 | 蘭越町ふるさとの丘直売センターの設置及び管 |
|-------|--------|------------------------|
| | | 理に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第18号 | 蘭越町交流促進センター雪秩父の設置及び管理 |
| | | に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第19号 | 蘭越町ニセコエリア情報センターの設置及び管 |
| | | 理に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第20号 | 蘭越町土木機械貸付条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第21号 | 蘭越町普通河川管理条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第22号 | 蘭越町体育施設条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第23号 | 蘭越町総合運動公園の設置及び管理に関する条 |
| | | 例の一部を改正する条例 |
| | 議案第24号 | 蘭越町目名サッカー場の一部を改正する条例 |
| | 議案第25号 | 蘭越町民センターらぶちゃんホールの設置及び |
| | | 管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第26号 | 工事請負契約の締結について(農業集落排水事業 |
| | | 機能強化対策蘭越東地区処理施設工事) |
| 日程第8 | 議案第27号 | 令和元年度蘭越町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第9 | 議案第28号 | 令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予 |
| | | 算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第29号 | 令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会 |
| | | 計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第30号 | 令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計 |
| | | 補正予算(第1号) |
| | | |

〇議長(冨樫順悦) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和元年第4回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布しておりますので、御 了承願います。

○議長(冨樫順悦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条により、8番中島議員、9番柳谷議員を指名いたします。

- ○議長(富樫順悦) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 議会運営委員長からお諮り願います。7番赤石議員。
- **〇7番(赤石勝子)** 令和元年第4回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたい と思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いいたしま す。以上でございます。

○議長(冨樫順悦) お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日1日間 といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

- ○議長(富樫順悦) 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。 金町長。
- **〇町長(金秀行)** おはようございます。第4回蘭越町議会臨時会を招集 しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまし て、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存

じます。

第2回蘭越町議会定例会が開催されました、6月18日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

2ページ、7月1日10時から、この日は、チセヌプリスキー場を運営している、JRTトレーディングのカナハン氏と奥様が来庁され、スキー場の運営状況と今後の見通しについて、お話しをいただきました。

内容といたしましては、今まで共同運営していた投資会社MMPRとの関係を解消し、新たな保証人のもと、引き続きJRTトレーディングが運営していくとの内容で、北海道との協議を進めているとのことでした。

これにより、財務状況も改善し、リフトの設置も可能になるとのことで、 当初予定していた5年後というのは厳しい部分もあるが、なんとか進めて いきたいとお話しされていました。

私からは、当初提出のあった計画を信じて、スキー場を譲渡しているわけで、それが単に延期になりますというのは、看過できないが、会社が誠意を持って思いがあるのであれば、改めて町民にも説明できる内容で、計画を再度提出するようお願いいたしたところでございます。

3ページ、7月5日金曜日、7月6日土曜日、この日は、蘭越町内で7月7日まで開催される、2019年JAF全日本ラリー選手権第6戦・アークラリーカムイの開会式並びにウエルカムパーティに大会長として御案内をいただきましたので、歓迎と激励の御挨拶を申し上げたところでございます。

大会には、56台がエントリーし、町内118キロのスペシャルステージを舞台にレースが繰り広げられました。7月6日には、蘭越町役場にラリーパークが設けられ、多くのファンが集まり、声援をおくったところでございます。

同じく 7 月7日日曜日、この日は、北海道イベンツ主催によります、第6回ニセコクラシックが開催され、70キロコースのスタート地点であるランラン公園にて、世界各地から集まった約600人の参加者に歓迎と激励の御挨拶を申し上げたところでございます。

本大会は70キロコースのほか、140キロコースとタイムトライアルのコースが設定され、2日間で約1600人がエントリーする大規模な大会になったとのことで、後日、倶知安町観光協会会長で大会の実行委員長である吉田さんも御挨拶にお見えになり、来年度に向けて協力要請を受けたところでございます。

同じく7月7日9時から、この日は、4年に1度の「町民大運動会」の

後継事業でございます「蘭越町開基120年記念事業町民スポーツ交流会」を開催いたしたところでございます。これまでは、地区対抗として開催されてきましたが、高齢化や人口減少により地区ごとのチーム編成が困難になったことから、個人競技のスポーツイベントとして新たに開催したもので、町民約330名が参加し、晴天のもと、11の種目に汗を流しました。また、当日は、イベントの盛りあげ役としてお笑い芸人2名を招き、会場が幾度となく笑いに包まれ、大会終了後には、懇親会も行われ、町民の皆さんに初夏の1日を楽しんでいただいたところでございます。

7月9日火曜日15時から、この日は、6月7日午後1時半頃、本町上空を低空飛行した複数の米軍ジェット機について、北海道防衛局へ出向き、渡橋管理部長外と面談し、再発防止についての要請いたしたところでございます。私からは、今回の低空飛行や騒音で町民に不安を与え、また、蘭越小学校では、児童約80人が校庭で運動会の練習中であったことから、練習を一時中断し避難するなど危機感を覚えたのは事実であり、こうした町民の不安を煽るような低空飛行で事故等が起こってからでは取り返しがつかないことを踏まえ、今後、このような行為を慎んでもらうよう、強く要請いたしたところでございます。

渡橋管理部長からは、日米合意に基づき、定められた最低安全高度に細心の注意を払って飛行していたとはいえ、町民へ不安を与えたことは事実であり、当局としても、安全の確保が大前提であることを踏まえ、本省、防衛省を通じて最大限の配慮を求めるよう、米軍側へ申し伝える旨の回答を頂いたところでございます。

7月13日火曜日13時から、この日は、本町の尻別川河川公園を会場 に、「第28回羊蹄山ろく連合消防演習」が行われました。

3年に1度の開催となるこの演習には、総監であります文字倶知安町長をはじめ、各山ろく町村の首長、また多くの来賓・消防関係者の出席のもと、消防団員、約270人が参加いたしました。

演習では、山麓7町村の消防団員が一同に集い、きびきびとした動作で 小型ポンプ操法や一斉放水などを披露し、各団員の日頃からの練習の成果 がいかんなく発揮され、質の高い訓練が行われました。

4ページ、7月19日金曜日13時から、この日は、昆布温泉病院の新たに常勤医師として着任された小松医師が任田(とうだ)事務長とともに来 庁され、着任の御挨拶を受けております。

小松医師は消化器科が専門とのことで、これまで余市、岩内、泊などで診療に携わって来られ、岩内協会病院では院長を務められていたとのことで ございます。 これからは樫野院長を補佐しながら、蘭越町民のみなさんへ医療提供に 努めて行きたいと話されておりました。

7月22日月曜日10時から、この日は、北海道新幹線並行在来線対策協議会「第6回ブロック会議」が開催され出席しております。

会議に先立ち、黒田北海道交通企画監から、2年ぶりの開催となるこの会議にあたり、冒頭で、これまでの対応の遅れに対するお詫びと、今後の協議の進め方について、2030年度予定の新幹線札幌延伸時に、JR北海道から経営分離される並行在来線について、鉄路の存廃の判断を「延伸の5年前」から前倒しを目指し、スピード感をもって取り組んでいくとのお話がありました。

具体的には、後志ブロックを2~3地区に分け、公共交通機関の利用実態などを踏まえて地域の課題を整理し、10月の幹事会で今後の対応などを検討していくとの御説明がございました。

沿線自治体の首長からは、「以前から述べているとおり、スピード感をもって進めてほしい」、「住民説明のため、比較できる何パターンかの方向性を出してほしい」、「鉄路維持とバス転換の費用の比較を出してほしい」、「災害時の代替路線としてのあり方を示してほしい」、「50年・100年先の地域の公共交通を見据えて議論する必要がある」、「バス転換の場合、バス会社ではドライバー確保も難しい現状があるので、自動運転等の新交通体制も並行して進める必要がある」など、様々な意見要望が述べられました。

私からは、今のままでは、議会・町民に対して説明できる資料がないことから、比較できる何パターンかの方向性を示した資料を早急に求めるとともに、早く方向性を示すためにも「専門家の知識」の必要性についても述べさせていただいたところでございます。

5ページ、7月31日13時から、この日は、札幌国際大学 城後(じょうご)学長を訪問しております。

札幌国際大学とは、地域文化の育成・発展、まちづくり、地域産業、教育に関する事項等について、平成29年10月に地域連携協定を締結しておりましたが、蘭越高校との今後の連携について再度、確認をいたしたところでございます。

6ページ、8月11日、日曜日、6時から、この日は、NHK夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催しております。

株式会社かんぽ生命保険、NHKほかが主催し、開基120年記念事業として、蘭越町と共催したもので、来賓として冨樫議長さん、熊谷スポーツ協会会長にも参加いただき、町民・スタッフ合わせておよそ500名の皆さんが野球場に集まりました。当日は、NHKラジオ体操指導者、岡本 美

佳先生の指導のもと、専属伴奏ピアニスト能條貴大(のじょう たかひろ) さんの演奏によりリハーサルを兼ねた準備運動が行われ、6時30分から 音声によりその様子がNHKラジオ第一で全国に生放送されました。ラジオ体操終了後には、開基120年を記念した人文字がドローンにより撮影され、参加者全員に記念スポーツタオル等を配布いたしたところでございます。

7ページ、8月22日木曜日9時から、この日は、本町と連携協定を結んでいる札幌国際大学が小樽商科大学と共同で実施している「未来型観光人材発見プロジェクト」の一環として、大学生21名と教員5名が来町され、私から蘭越町及びこの地域の観光についてお話しした後、学生からのインタビューに対応しました。学生からは、蘭越の魅力について、また、知名度の向上に向けての考え方などの質問があったほか、観光施設は地域住民の共感が必要ではないか等の提言もいただき、有意義な時間となったところでございます。

8月25日、日曜日、9時30分から、この日は、アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ主催によります、グットドライバーレッスンイン蘭越が開催され、開会式で御挨拶を申し上げたところでございます。

先般、高齢者等の痛ましい交通事故の報道等がなされており、免許の返納が増えてる中で、自動車学校のほかに、自治体との連携によるドライバーレッスンは日本で初めてではないかということで今回開催されたものでございます。

このイベントでは「車は便利な道具というだけではなく、車の運転は楽しいものだ」をコンセプトに、全日本ラリー選手権で、現在、総合トップで、日本を代表するトップドライバーの奴田原文雄(ぬたはら ふみお)氏を講師に招き、ドライビング・レッスンなどが行われ、約50人の参加をいただいたところであります。

同じく8月25日16時から、この日は、札幌地区ふるさと交流会を開催いたしたところでございます。今回は、開基120年に合わせまして、3年ぶりの開催となり、本町を含む札幌近郊に在住される出身者など、98名の参加をいただきました。

参加者同士の交流は勿論のこと「ふるさと蘭越」に対する激励や、御意見をいただくなと、有意義な時間となりました。

冨樫議長さんをはじめ、参加いただいた議員の皆様方については、ありが たく感謝を申し上げる次第でございます。

次に、令和元年度普通交付税の交付決定額について御報告申し上げます。 今年度における普通交付税は7月23日に決定され、全国総額は、15兆

2,100億円で、前年度に比較して、1,620億円、率にして1.1% の増となっております。また、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を合算した実質的な交付税の額は、18兆4,669億円で、前年度と比較して5,676億円、3.0%の減でございます。

一方、後志管内では、19町村で、294億円の交付額となっておりまして、対前年度増減率で1.9%の増となっております。

このような中、本町の普通交付税は、25億3,946万5,000円で、 前年度の普通交付税に対しまして、5,395万4,000円の増額でご ざいまして、増加率は2.2%となっております。

増額となりました大きな要因としましては、社会保障費及び償還金の増に よるものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、御承知のとおり地方交付税の先食いと称され、後年度、地方交付税に算入される地方債ですが、算定額は、9,540万4,000円で、前年度の決定額に対し、3,104万1,000円の減額でございまして、減少率は24.5%となっております。普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと、26億3,486万9,00円でございまして、前年度に対し、2,291万3,000円の増額で、増加率は0.9%となっております。

また、令和元年度当初予算の計上額は、普通交付税で24億7,000万円、臨時財政対策債で、1億2,600万円、合わせまして、25億9,600万円を計上しており、予算に対しまして普通交付税は、6,946万5,000円の増額、臨時財政対策債は、3,059万6,000円の減額、合わせて3,886万9,000円の増額となっております。

なお、基金の積立等につきましては、繰越金等も踏まえ、内部で慎重に検 討し、進めていきたいと考えております。

以上で、令和元年度普通交付税の交付決定額について報告を終わります。 次に、8月15日現在の「主な農作物の生育・出荷状況」について、御報告申し上げます。

これまでの気象概況ですが、8月上旬の気温は平年より高く、日照時間 も多くなりましたが、中旬にかけては気温は平年並みで、日照時間は少な くなりました。

降水量は、9日から10日にかけまとまった降水がありましたが、台風 10号の影響は少ない状況でした。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、「水稲」は、草丈は平年より短く、茎数は平年並で、出穂後の好天により、初期登熟はやや良好で生育は平年より四日進んでいるとのことでございます。

「秋まき小麦」は、登熟、品質はやや良とのことでございます。

「大豆・小豆」は、莢数は平年より少ないとのことでございます。

「馬鈴薯」は、茎の長さは平年よりやや短く、茎葉黄変期は平年より3 日早いとのことでございます。

「メロン」は春先から天候に恵まれたことから、玉肥大も良好で、蘭越町分の受入数量は8月18日現在2万2,561箱で、前年同期と比べ107.9%となっております。

価格については、全道的に出回り量が多く、需要を大きく超える物量であることから、厳しい販売状況となりましたが、8月中旬以降は出荷量も減少し、道内市場、道外市場とも引き合いは強くなっているとのことでございます。

「トマト」の受入は昨年より12日早い6月21日から出荷され、8月16日現在の蘭越町分の受入数量は282トンで、前年同期と比べ140%となっております。

以上で主な農作物の生育、出荷状況について御報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

議案第1号につきましては、施設内事故による示談の締結について議決をお願いするものでございます。

平成29年6月4日交流促進センター雪秩父におきまして、被害者であります横山さんが露天風呂の浴槽内を移動中、浴槽内にある段差で足を踏み外し転倒した際に、右手首を骨折しました。負傷した患部の症状が一定の固定をみたことから、被災者の医療費等の費用及び損害賠償の5割に相当する13万7,062円について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の議決をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、車両事故による示談の締結について議決をお願いするものでございまして、職員が国道5号線のニセコ町有島を走行中、経路を間違ったことに気づき、引き返えすため、左路肩に寄った後 Uターンするため右側へ旋回しようとしたところ、後方から来た相手側車両と接触したものです。相手方車両の現状復旧費の9割に相当する44万1,216円を町が負担し、町公用車の損害額の1割に相当する56,620円の相手方が負担する内容について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の議決をお願いするものでございます。

議案第3号から議案第25号までにつきましては、令和元年10月1日から消費税率の引き上げに伴い、各町施設等の使用料等の改定のため、条例の一部改正について、議決をお願いするものでございます。

消費税率の引き上げについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため地方税法の地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の規定に基づき、令和元年10月1日から8%を10%に引き上げることとして、平成30年10月15日に閣議決定されましたことから、使用料等を定める規定について、現行条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第26号につきましては農業集落排水事業機能強化対策蘭越東地区処理施設工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。 農業集落排水事業機能強化対策蘭越東地区処理施設工事は、8月19日午前9時から指名競争入札を執行し、金額7,678万円で、北海道三菱・長澤特定建設工事共同企業体、代表者、北海道三菱電機販売 株式会社、代表取締役「 荒木 久嗣(ひさつぐ) 」を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第27号につきましては、令和元年度蘭越町一般会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ2,396万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では賠償金48万1,000円の追加など80万7,000円の追加、民生費では公用車の修繕料77万5,000円の追加、農林水産業費では、ロックウールマットの購入に係ります消耗品1,750万1,000円の追加、町有林皆伐工事219万9,000円など2,062万5,000円の追加、教育費では、中体連参加事業補助金95万2,000円の追加など、合わせまして歳出総額2,396万8,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、立木売払い収入213万1,000円、 産業振興基金繰入金1,700万円、前年度繰越金382万5,000円 の追加、自動車損害共済金93万5,000円の追加など、合わせまして 歳入総額2,396万8,000円を充当するものでございます。

議案第28号につきましては、令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ 32万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、保険税過年度還付金32万8,000円を追加するもので、歳入につきましては、前年度繰越金32万8,000円を充当するものでございます。

議案第29号につきましては、令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ 12万1,00円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、高齢者生活福祉センターマイクロバスの修繕料1 2万1,000円を追加するもので、歳入につきましては、前年度繰越金12万1,000円を充当するものでございます。

議案第30号につきましては、令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ990万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、温泉熱利用事業化計画策定委託料990万円を追加するもので、歳入につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金990万円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろし く御審議をお願い申し上げます。

- ○議長(富樫順悦) これをもって、町長の行政報告及び大綱説明を終わります。
- ○議長(冨樫順悦) 日程第4、議案第1号示談の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま、上程されました議案第1号施設内事故に係る示談の締結について、御説明いたします。

事故発生日時につきましては、平成29年6月4日午後2時30分頃でございます。また、場所は、蘭越町字湯里680番地、交流促進センター雪秩父、女子露天風呂です。

事故の概要ですが、浴槽内を移動中、浴槽内にある段差で足を踏み外し、 転倒を防ごうとして出した右手の手首を骨折したものでございます。

示談の内容ですが、治療に要した費用その他相手方の損害賠償金として、 27万4,051円の半額、13万7,026円を町が負担するものでご ざいます。

事故発生日から、日数が経過しておりますが、骨折部分のボルトを抜く手術が終了した時点で、示談及び賠償金の精算を行うこととして進めておりましたが、今回、主治医の方からボルトを抜かなくても、支障がないという診断を踏まえ、また、相手側も手術をしない意向であるため、最終的に示談に至った経過です。

なお、当初から示談が長引く見込みであったため、平成29年11月に費

用のうち8万9、126円を概算で、支払をしております。

なお、示談の相手方は、札幌市北区屯田7条11丁目4番5号、横山尚美 氏です。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

- **〇議長(冨樫順悦)** これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番、難波議員。
- O6番(難波修二) はい、6番です。確認の意味で少しお聞かせ下さい。 経過はわかりました。浴槽内を移動していて転倒したということで、ちょっとこう、浴槽内だと、水の中に、お湯の中にこう、転んで手をついたと思うんですけど、それで骨折にまで至るようなそういう事故だったのかなと。ちょっとこうなんか、浴室内だと、転倒して硬い所に手をついてと、すぐ理解はできるんですけど、お風呂の中に段差があって、そこで移動してて、浴槽内で手をついたということでよろしいのでしょうか。
- 〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。
- **〇商工労働観光課長(梅本聖孝)** ただいまの御質問にお答えいたします。 事故につきましては、女性の露天風呂にあります、通称ひょうたん風呂と 言われている浴槽で起きたものでございます。

ひょうたん風呂の半分の部分が浅くなってまして、もう半分は深くなっているという構造になっており、その段差で転倒されたという経過でございます。

過去にも転倒されたという方がいたという事もありまして、その段差の 所には手すりを設置して行き来ができないようにしてあったんですけど、 この方につきましてはそれをまたいで行ったところでございます。

で、雪秩父のお湯、御存知の通り濁ってますので、その深さが認識できなかったという事もありまして、浅いほうから深いほうにおそらく移動されたと思うんですが、その際に想定されてた深さよりも深くて、転倒されたということでございます。どこに手をついたかまでは詳細は把握してないんですけど、経過としてはそういう事でございまして、この事故の後、その柵を超えられないように、更に高くする工事を行いまして、表示につきましても、過去からしていたんですけど、更に、危険ですよという事で

周知をするという事で現場としては対応していますので、御理解頂きたい と思います。

〇議長(冨樫順悦) 6番難波議員。

O6番(難波修二) 理解しました。それで、私が聞きたいのは、2年前にそういう事故があって、まあ濁ってお湯の下が見えない浴槽というのはどこにでもあるんですけど、安全対策を、この事故を受けてどういうふうにされているかと。濁っているお風呂で、浴槽内に段差がありますよという事を、今おっしゃってたひょうたん風呂以外でも、たとえ一般的な浴槽でも、入ってすぐの所に1段腰をかけれるような段差があって、通常の底になっているというのがたくさんあると思うんですけど、そういう表示、インフォメーション、安全対策ということについてどういうような手立てをなされているかというところをちょっと聞きたかったんですけど、その辺についてお聞かせ下さい。

〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) 今回事故の起きました、このお風呂につきましては、過去にも転倒された方がいたという事で、近くにあります大きな柱にかなり大きな表示をして、段差がありますという表示をしていたところでございます。ただ、そのほかのお風呂につきましては、通常一般的に入ってすぐの所に腰かけができる程度の段差があると思うんですけど、中を移動する最中に段差があるという部分はほかにはないと認識しておりますので、事故はないので安全かと言われるとそれまでですけど、今のところ認識しているのは、危険な所はここだけかと考えておりまして、御指摘頂ければ、お客様から御指摘頂ければ判断したいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

〇議長(冨樫順悦) 6番、難波議員。

O6番(難波修二) 古い方だと御存知だと思うんですけど、かつて雪秩 父で大変な死亡事故がありまして、大変な思いをされたというのはよく御 存知だと思います。こういう軽微な事故を、そこもできるだけなくしてい くために、過剰なくらいに、白濁して濁ってて底が見えないので十分注意 してくださいという表示はしっかりやったほうがいいなとそういうふうに 思います。普通の浴槽で、一回こう、段があって、こう腰をかけれるような造りというのは、一般的にそうなってると思うんですけど、それすらクレームの対象にならないかというところまで気をつけられたほうがいいのでがないかと思います。

ぜひ内部で検討されて、そういう対応について万全を期していただきたいと思います。

- 〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。
- **〇商工労働観光課長(梅本聖孝)** 今、御指摘の件でございますけど、現場のほうでも支配人を中心に、どういう危険があるのか常にシュミレーションしながら、事故のない安全な施設を目指していきたいと思いますので、引き続き御指導頂きたいと思います。以上でございます。
- ○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。 2番、田村議員。
- ○2番(田村陽子) はい、2番田村です。今、難波議員のお話を聞こうと思ったんですけど聞かれてて、そしてその梅本課長の返答に関してちょっと御質問させていただきたくて、以前に事故があって、手すりの対策をしたとおっしゃて、それに対してお客様がまたいで、というのはちょっとびっくりしたんですけど、それをまたいだ時の事故というのは、含めての5割、いろんなお話の示談の中での5割というお話になったんでしょうか。あの、あちらの、やはりまたぐっていうことは危険性を伴う認識も普通ならあると思うんですけど、そこに関する事をした上での事故、それに対しての保証、町としての保証が5割という事でもいいのかなということで、責任度合ですよね、そちらの方お聞かせいただきたいなと思います。やはり金額のことなので、お願いします。
- 〇議長(冨樫順悦) 小林総務課長。
- 〇総務課長(小林俊也) 5割の考え方なんですけど、まあ、またいだという一連の行動もあるかと思いますけど、何て言いますか、総合的に濁っている部分というのもありますし、町の注意喚起というのも若干低かったんだろうなと思います。その中でですね、保険のほうのやりとりの中で、5割という保証になってくるんですけど、いずれにしても、本人の、やっぱり、なんて言うんでしょう、注意不足、お風呂では大体こういうものなんだという事もありますし、元々濁ったお風呂ですから、見えないのは確

実に、そういう事になってますので、そういう事もふまえて保険会社のほうで保証していただいて、5割という金額をはじき出したという事で御理解をお願いします。

〇議長(冨樫順悦) 2番、田村議員。

O2番(田村陽子) はい。まあ、今後も事故がないのが一番、対策も含めてですけど、その対策にやはりいろいろ費用もかかってくると思うんですよね、プラス、プラスで。だからいわゆる、今後事故が起きた時もやはり、示談の方向で進めていくという、町の方向なんでしょうか。

そこで裁判沙汰にまでしたくないというのはもちろんそうですけど、示談の方向で行くんでしょうかという事です。

○総務課長(小林俊也) 事故のそのケースケースによろうかと思います。 明らかに町の過失が無ければ、それは全面的に断りますし、いずれにして も、保険会社が仲介しまして、どのようなケース、このようなケースはこ ういう状況になりますよという事もございます。

そういう中で、示談なり等も考えていかなきゃと思いますけど、いずれ にしても事故のケース等によるかと思いますので、御理解のほうよろしく お願いします。

○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長(冨樫順悦) これより、議案第1号示談の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(冨樫順悦) 日程第5、議案第2号示談の締結についてを議題と

いたします。提案理由の説明を求めます。 小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま、上程されました議案第2号車両事故に係る示談の締結について、御説明いたします。

事故発生日時につきましては、令和元年5月18日午前9時35分頃でございます。また、場所は、ニセコ町字有島90番地です。

事故の概要ですが、町職員が札幌へ向かう途中で、進路を間違えたため、 公用車を減速させ、路肩側に寄せた後、元の道に戻ろうとして、Uターン をするために対向車線へ入ろうとハンドルを切ったところ、十分な後方確 認を怠り、後ろから来た相手車両の左側面と、公用車の右前方部が接触し たものでございます。

示談の内容ですが、相手方物件の現状復旧費49万240円の9割、44万1,216円を町が負担し、町の車両の損害56万6,200円の1割に相当する5万6,620円を相手方が負担するものでございます。なお、示談の相手方は、島牧郡島牧村本目223番地9、横地良康氏です。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

○議長(冨樫順悦) これより、議案第2号示談の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(冨樫順悦) 日程第6、議案第3号蘭越町ふれあい通信の運営に

関する条例の一部を改正する条例から、議案第25号、蘭越町民センター らぶちゃんホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例まで、 23件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま、一括上程されました議案第3号蘭越町ふれあい通信の運営に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、本年10月1日から消費税率が2%引き上げられることにより、課税となる使用料など関係する各条例につきまして 一部改正をさせていただくものです。

なお、消費税の引き上げに係る料金等の算定につきましては、現行の料金から、税抜きの単価を算出した後に、1.1を乗じ算出のほうしております。

それでは、参考資料①を御覧願います。改正箇所は、アンダーラインを 引いております。

別表中、広告放送等の区分欄ですが、左から「530円」を「550円」 に、「1,610円」を「1,650円」に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第4号蘭越町へき地保健福祉館条例の一部を改正する 条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、港へき地保健福祉館の売却及び消費税の引き 上げに伴う改正です。

それでは、参考資料②を御覧願います。

まず、別表第1の名称と位置ですが、港へき地保健福祉館を公売し移転 登記が終了しましたので、削らさせていただくものです。

別表第2中、三和へき地保健福祉館の全館使用の使用区分欄ですが、左から「960円」を「990円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,020円」を「3,080円」に改めるものです。

以下、保育室兼研修室、その他の室についても、御覧の内容で改めるものです。

また、備考欄、第3項中、「210円」を「220円」に、次のページになります第4項中、「5,400円」を「5,500円」に、「8,090

円」を「8,250円」に、第6項中「100円」を「110円」に、改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第5号蘭越町生活改善センター条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料③を御覧願います。

別表第3中、目名地区生活改善センターの全館使用の区分欄ですが、左から「1,610円」を「1,650円」に、「2,470円」を「2,530円」に、「2,910円」を「2,970円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,990円」を「4,070円」に、「5,180円」を「5,280円」に改めるものです。

以下、保育室兼研修室ほか、御成地区生活改善センター及び名駒地区生活 改善センターの使用区分ごとの料金につきましても、御覧のとおり改める ものです。また、次のページとなりますが、備考欄につきましても、御覧 のとおり改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第6号蘭越町克雪管理センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料④を御覧願います。

別表中、使用区分の全館使用の欄ですが、左から「960円」を「990円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,470円」を「2,530円」に、「2,910円」を「2,970円」に改めるものです。

以下、作業室ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。 なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行す るものです。

続きまして、議案第7号蘭越町地区研修センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料⑤を御覧願います。

別表2中、使用区分の研修室の欄ですが、左から「1,180円」を「1,

210円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,100円」を「4,180円」に改めるものでございます。

以下、調理実習室ほか、備考欄につきましても御覧のとおり、改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第8号蘭越町農村研修センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料⑥を御覧願います。

別表中、使用区分の集会室の欄ですが、左から「1,180円」を「1,210円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,100円」を「4,180円」に改めるものです。

以下、調理実習室ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第9号蘭越町地場産業振興コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料⑦を御覧願います。

別表中、使用区分の全館使用の欄ですが、左から「640円」を「660円」に、「960円」を「990円」に、「1,290円」を「1,320円」に、同じく「1,290円」を「1,320円」に、「1,610円」を「1,650円」に、「1,940円」を「1,980円」に改めるものです。

以下、作業室ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。 なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行す るものです。

続きまして、議案第10号蘭越町山村開発センター設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料⑧を御覧願います。

別表中、使用区分の集会室の欄ですが、左から「3,240円」を「3,

300円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「4,850円」を「4,950円」に、「7,010円」を「7,150円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「11,880円」を「12,100円」に改めるものです。

以下、調理研修室ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第11号蘭越町港地区高齢者センターの設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正の理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料 ⑨を御覧願います。

別表中、使用区分の全館使用の欄ですが、左から「1,080円」を「1,100円」に、「1,390円」を「1,430円」に、「1,610円」を「1,650円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,690円」を「2,750円」に改めるものです。

以下、和室1ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。 なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行す るものです。

続きまして、議案第12号昆布活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料⑩を御覧願います。

別表中、使用区分の多目的ホールの欄ですが、左から「1,480円」を「1,510円」に、「1,890円」を「1,930円」に、「2,290円」を「2,340円」に、「3,250円」を「3,310円」に、「4,060円」を「4,140円」に、「5,140円」を「5,240円」に改めるものです。

以下、研修室ほか、備考欄につきましても、御覧のとおり、改めるものです。なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第13号蘭越町農林産物加工試作・研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料⑪を御覧願います。

別表中、農林産物加工室から会議室までの使用区分の利用料金ですが、半

日の金額を「300円」から「310円」に、1日の金額を「610円」から「630円」に改めるものです。

また、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第14号蘭越町ふれあいプラザ21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料⑫を御覧願います。

別表中、使用区分の和室の欄ですが、左から「420円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,500円」を「1,50円」に、「1,720円」を「1,760円」に改めるものでございます。

以下、大ホールほか、備考欄につきましても、御覧のとおり改めるものです。なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第15号蘭越町ふるさとの丘リンリン公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料®を御覧願います。

別表3中、森と木の里センター研修室大人「200円」を「220円」に、 子ども「100円」を「110円」に改めるものでございます。以下、シャワー室ほか、御覧の内容で改めるものです。なお、附則といたしまして、 この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第16号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料値を御覧願います。

別表2中、蘭越町ふれあいの郷とみおかの利用料金ですが、宿泊利用1棟 1日につき「12,540円」を「12,780円」に、休憩利用ほか、 ふれあいの郷ひので、次のページになります、備考欄につきましても、御 覧のとおり改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第17号蘭越町ふるさとの丘直売センターの設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正 理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料®を御 覧願います。

別表中、使用区分の研修室の欄ですが、左から「830円」を「850円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,460円」を「1,4 90円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「2,300円」を 「2,350円」に、「2,930円」を「2,990円」に改めるもので す。以下、農産物直売施設ほか、備考欄についても、御覧の内容で改める ものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第18号蘭越町交流促進センター雪秩父の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料⑩を御覧願います。

別表中、2の施設利用料、使用区分会議室ですが、左から「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,40円」を5,500円」に、「12,960円」を13,200円」に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第19号蘭越町ニセコエリア情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正の理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料⑪を御覧願います。

別表中、使用区分の休憩室ですが、「830円」を「840円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,460円」を「1,490円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「2,930円」を「2,990円」に改めるものです。

また、備考欄中につきましても、御覧のとおり改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第20号蘭越町土木機械貸付条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正の理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料®を御覧願います。

別表中、機種がブルドーザーD60の場合ですが建設業者では現行「12,

190円」を「12,430円」に、その他では「10,970円」を「11,180円」に、また移動時間1時間につき、「6,090円」を「6,210円」に改めるものです。

以下、グレーダーほか、御覧の内容で改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第21号蘭越町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料®を御覧願います。

第21条第1項中、「100分の108」を「100分の110」に改める ものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第22号蘭越町体育施設条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料⑩を御覧願います。

別表2の総合体育館ですが、アリーナ全部使用の場合、午前の使用料で現行「20,960円」を「21,350円」に、午後も同じく「20,960円」を「21,350円」に、夜間では「31,450円」を「32,040円」に改めるものです。

以下、部分使用の場合ほかについても御覧の内容で改めるものです。なお、 附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するもの です。

続きまして、議案第23号蘭越町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の増税によるものです。

参考資料②のを御覧願います。

別表中、野球場の入場料を徴する場合の使用料ですが、「100分の8」を「100分10」に改めるものです。

以下、入場料を徴しない場合ほかについても、御覧の内容で改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第24号蘭越町目名サッカー場の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。

参考資料22を御覧願います。

別表中、施設名サッカー場 2 時間まで「1,080円」を「1,100円」に、2時間までを超え1時間毎に「540円」を「550円」に、夜間照明施設「540円」を「550円」に改めるものです。なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第25号蘭越町民センターらぶちゃんホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。改正理由につきましては、消費税の引き上げによるものです。参考資料®を御覧願います。

別表中、使用区分の多目的ホールの欄ですが、左から「1,540円」を「1,570円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「2,360円」を「2,420円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「4,10円」を「4,190円」に、「5,140円」を「5,240円」に改めるものです。

以下、小会議室ほか、御覧の内容で改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で一括上程されました議案第3号から第25号までの説明を終わります。

よろしく御審議をお願いします。

○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。 これより、一括で質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番、永井議員。

O3番(永井浩) はい、3番です。議案18号ですけど、施設の利用には消費税上乗せあるんですけど、入浴料の改定がないのは何か理由がありますか。

〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。

〇商工労働観光課長(梅本聖孝) 議案18号、雪秩父の入浴料の改定に つきましては、昨年4月に料金の改定を行いまして、そこに包含してると いうように認識しております。幽泉閣も同様ですけど、利用者の多いこの 区分につきましては、この中で対応していこうということで、今回は据え 置きという事で判断いたしております。以上でございます。

- 〇議長(冨樫順悦) 3番、永井議員。
- ○3番(永井浩) 前にも議論あったんですけど、ほかの入浴施設とちょっと差があるのではないかという事もありまして、まあ、入浴料、税金増加しなくても大丈夫、利用できるという事で、それはそれでよろしいんですけど、今後、雪秩父も幽泉閣もかなりお金かけて直してるし、お客さんが来るかということもありますが、今後いろいろな面で償還していかなきゃいけないという分もありますので、減価償却代わりに今後少しでも売り上げのとを考えていかなきゃならないと思うんですが、その辺についてお願いします。
- 〇議長(富樫順悦) 梅本商工労働観光課長。
- ○商工労働観光課長(梅本聖孝) 雪秩父と幽泉閣ではちょっと若干、議論が異なるかと思うんですが、雪秩父につきましては、建物の償還、議員おっしゃるとおり、建物の償還についてはもちろんですけど、施設の維持管理だけでも、他の施設と異なる状況があります。そういった意味で、いま現在、雪秩父は一般会計で運営をしているわけですけど、じゃあ一般会計だから赤字になってもいいのかとそういう事ではなく、入浴料だけではなく、その他の部分でもサービスを十分に提供して、自主運営に努めたいと考えておりますので、そういう一環の中で入浴料を設定というものを考えていかねければならないという事で、先般の入浴料の改定を行ったところでございますので、状況を見て、また引き続き、検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。2番、田村議員。
- **○2番(田村陽子)** はい、2番田村です。蘭越以外の、目名地区と御成地区と名駒地区の生活改善センターの使用料のもともとの設定というのは、これ、目名地区はかなりほかの地域よりぐっと高い設定になってますよね。これはどういう計算されているんでしょうか。
- 〇議長(冨樫順悦) 小林総務課長。

〇総務課長(小林俊也) 生活改善センターなんですけど、それぞれ立ち上がった時期が違うものですから、そこまでの深い設定根拠というものは正直、掴んでおりません。今回の改正につきましては、それにつきましての消費税の増税分という事もございますので、その分で理解していただきたいとは思いますけど、いずれにしても、その地区ごとの生活改善センターの、作った時の建設費用等もふまえて、一定程度の利用料というのを割り出しているのではないかと推測されますので、御理解いただければと思います。

またですね、あまりにも差があるということであれば、その部分、今後、 使用料について全面的な見直し等も、改善等も検討していきたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。
 - 6番、難波議員。
- **〇6番(難波修二)** 2点、お尋ねしたいと思います。一つは料金そのもののことです。一つはその、関連して、でございます。

議案4号の、へき地福祉館の関係で、説明にもありましたけど、港の福祉館を売却したということで、別表の1から削除するということでございます。で、その手続きをしてるという事については承知をしていたんですけど、その顛末ですね、すこしお聞かせいただきたいなというふうに思います。それが1点です。

それからもう一つは、全体的なことなんですけど、今回消費税が10% になったということに伴う改定でございます。

多くの、23件の条例改正案なんですけど、多くが大体、本体の料金プラス、10%で、キリのいい料金、本体料金と10%消費税分というのがすぐわかるようになったんですね。これまでの経過の中で、3%、5%、8%、10%という経過があました。ほぼ、6、7割くらいは本体価格と10%がすぐ、一見して分かるようになったわけですけど、中にはですね、かつて消費税の改定の段階において見合わせたものもあると思うんですね。その事によって、中には割り切れない部分が、いわゆる本体の料金と、今回改正後の料金と合わないものも、中には散見されます。

例えば1,000円のもの、今まで1,030円だったものが1.06 0円になる、ところが一方では1,000円のものが1,100円になる、 そういうものもあります。これはぜひですね、やっぱりあの、おそらく期 待も込めて、この10%は当分変わらないと思うんですけど、やはり本体 価格、課税対象の料金と、消費税10%分と、きちっとわかるように、どこかの時点でしてもいいのではないかとちょっと感じます。

ぜひ、全体的な使用料、手数料の見直しの段階でですね、その辺もう一度精査をされたほうがいいのではないかと思います。

ちょっと簡単に調べたんですけど、6割7割は大体キリのいいかたちに改正になってますけど、まだそういうものが散見されますので、ぜひそういう、今後の取り組みとして、本体料金と10%の消費税分がはっきりわかるような、そういう見直しを御検討されてはいかがかと思います。この2点、よろしくお願いします。

〇議長(冨樫順悦) 小林総務課長。

〇総務課長(小林俊也) 1点目です、港へき地保健福祉館の関係になります。港へき地保健福祉館なんですけど、昭和46年に建設されて、港の介護予防拠点センター、平成16年だったと思います、その建築までの間、港地区の集会所等に利用されていたという事でございます。

そのあとですね、特段ちょっと利用がないということでございまして、その活用方法、いろいろ考えておりましたが、地域の方ともですね、2回ほどお話をさせていただいております。平成29年に一度と、平成30年に一度、地域の方にその福祉館のあり方、利用の仕方というのをお聞きしながら、進めておりました。地域としても、今、拠点予防センターがありますから、特段利用価値がないということで、それであれば民間等で活用していただけるところがあればということで、公売のほうですね、今年、平成31年の2月13日に行っております。

それで、寿都のマルホン小西漁業さん、こちらの方が落札されて、活用 していきたいと。いわゆる水産物、水産加工品、その他季節に応じた飲食 の販売をできる店舗をやっていきたいという事で、理由も付してもらった 中で、入札の方、行っております。で、まあ小西さんの方に落札、という ことになっております。

これからなんですけど、小西さん、社長に先日確認したところによると、 今年に関しては外壁と屋根の方補修していきたいということで、事業的な ものは来年から手をかけていけるかなということでお話されていました。

港福祉館の隣にある倉庫、あれも小西さんが所有してるということで、 そういう事で活用の仕方も幅を利かせていただけるのではないかと期待を しております。

2点目になりますけど、消費税の10%の関係です。

難波議員言われるとおり、それぞれ10%わかりやすいものとわかりにく いものがあります。消費税導入前の時に、古い建物、特にある程度額がは っきりしてる場合はそれを原価として割り出して、原価に110%かける という事もできたんですけど、最近新しい、割と新しい施設になってきま すと、やはり3%、5%、8%、これを含めた額で、何て言いましょうか、 徴しやすい額、頂きやすい、キリのいい額ですね、例えば去年の、総合体 育館のトレーニング室、これは200円というかたちになっています。こ れに関しては8%の額も入っているという部分もございまして、いくらそ の原価を、元々の額を出そうとしても、割り返してもなかなかなっていか ないという状況もございます。まあ、難波議員言われるように、わかりや すい料金設定、これも必要かと思いますので、先ほど田村議員からも言わ れたとおり、いわゆる使用料の全面的な見直し、今時点でやりますと、多 くの使用料となりますと、これは消費税の便乗という事になってきますの で、それは避けていきたいと思いますので、後々ですね、使用料の見直し については検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。よ ろしくお願いいたします。以上です。

〇議長(冨樫順悦) 難波議員。

〇6番(難波修二) 港地区のあそこの、元の支所あった所と、倉庫合わせてそういう事をやりたいっていうのは何となく聞いておりました。私が一番気にかかるのは、やろうとしていることが、地域への影響ということをぜひ十分配慮していただきたいなという思いでございます。

そっちの方にオープンすると客の流れが変わっちゃったとかですね、そういうことがあると、地域としてもちょっとやっぱり、ということがありますので、十分その辺は地域への理解をとっていただきたいなと思います。 それから料金の全体的な事については、ぜひそういう方向でもう一度精査をしていただく方がいいのではないかと思いますので、これから御検討

頂きたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(冨樫順悦) 小林総務課長。

〇総務課長(小林俊也) 港の福祉館の影響なんですけど、また具体的な話を、いろいろ連絡を取りながら、どういうふうに話進めるのか聞きながら、また地域の方にも話しながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、使用料の関係につきましては、また先ほど言っ

たとおり、検討のほう進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいた します。

- ○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。
 - 2番、田村議員。
- **〇2番(田村陽子)** 田村ですけど、先ほどの使用料の件で。
- ○議長(富樫順悦) 一度やっていますよね、一度やっていますからだめです。
- **〇2番(田村陽子)** わかりました。
- ○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、一括で討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号ふれあい通信の運営に関する条例の一部を改正する条例から、議案第25号蘭越町民センターらぶちゃんホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの23件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第25号まで23件は、原案のとおり可決されました。

 O議長(富樫順悦)
 ここで10分間、休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

〇議長(冨樫順悦) 再開いたします。

日程7、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 北山建設課長。

〇建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第26号工事請

負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

農業集落排水事業機能強化対策蘭越東地区処理施設工事につきましては、 去る8月19日に指名競争入札に付した結果、北海道三菱・長澤特定建設 工事共同企業体が落札し、請負契約を締結するため、地方自治法第96条 第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処 分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするもの であります。

契約の目的は、農業集落排水事業機能強化対蘭越東地区処理施設工事であります。

契約の方法は、指名競争入札による契約であります。契約金額は、消費税698万円を含みまして、7,678万円であります。

予定工期は令和2年3月10日に設定しております。

契約の相手方は北海道三菱・長澤特定建設工事共同企業体、代表者 札幌市東区北24条東2丁目5番15号 北海道三電機販売株式会社代表取締役 荒木久嗣氏であります。なお、入札においては、5つの特定建設工事共同企業体により執行しております。

工事の概要について、御説明申し上げます。参考資料24をご覧願います。 農業集落排水事業の蘭越東地区においての機能強化対策事業については、 平成27年度から今年度までの計画で、各設備の更新などを進めてきてお ります。

今年度の工事については、参考資料の赤枠で囲っております汚泥搬出ポンプ、床排水ポンプほか、資料右下に記載しております赤文字で区分されている各電気設備などの更新を行うものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申しあげます。

- 〇議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番、難波議員。
- **○6番(難波修二)** はい、6番です。予算書では、全体の事業費が 1 億 1 千万ほどになっているんですけど、3,400万ほど、ほかに電気とか付 帯工事なんかがあるのかなと思うんですけど、あるいはこの工事以外にまた追加工事とか、そういう予算を編成されているのか、その辺についてちょっとお聞きします。
- 〇議長(冨樫順悦) 北山建設課長。

〇建設課長(北山誠一) 難波議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、今後これからですね、管路施設、機能強化の管路施設 工事ということで、まだ発注3,200万ほど残ってますので、これが9 月に発注予定でございます。以上でございます。

○議長(冨樫順悦) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されま した。

- 〇議長(富樫順悦) 日程第8、議案第27号令和元年度蘭越一般会計補 正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。
- 〇総務課長(小林俊也) ただいま上程されました、議案第27号令和元年度蘭越町一般会計補正予算第4号につきまして、御説明申しあげます。

現在、この会計の予算の総額は、64億8,325万2,000円で、 歳入歳出それぞれ、2,396万8,000円を追加し、65億722万 円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものです。それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。アページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額48万1,000円。特定財源のその他48万1,000円は、自動車損害共済金44万2,000円、賠償補償保険金3万9,000円です。

22補償補填及び賠償金、48万1,000円。議案第1号及び2号で 御説明いたしました、示談に係る賠償金で、公用車事故賠償金44万2, 000円、施設内事故賠償金3万9,000円です。 5目企画費補正額32万3,000円。特定財源のその他、17万4,000円については、地域情報通信基盤施設復旧費負担金で、火災により損傷した地域情報通信基盤設備の復旧に係る原因者の費用負担分です。

12役務費19万8,000円。地域情報通信基盤施設移設手数料17万4,000円は、ケーブル損傷に係る復旧手数料、また、ドローン保険料2万4,000円は、寄贈していただいたドローンの機体及び送信機の損壊に備え加入するものです。16原材料費12万5,000円。曙・名駒バス停留所の入り口部分の腐食が進み危険な事から、補修に係る材料費の補正をお願いするものです。

2款総務費 5項統計調査費 3目工業統計調査費、補正額3,000円。特定財源、国・道支出金3,000円は、工業統計調査委託金で、交付金額の確定によるものです。

11需要費3,000円。消耗品費の追加です。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費、補正額77万5,000円。特定財源54万9,000円は、自動車損害共済金49万3,000円、損害賠償金5万6,000円です。

11需用費77万5,000円。修繕料で、議案第2号に係る事故の公用車のバンパーカバーの交換修理分、62万3,000円、及び、老人福祉バスの排気ブレーキの故障に係る修繕料15万2,000円です。8ページになります。

6款農林水産業費 1項農業費 9目育苗施設費、 補正額1,842万6,000円。特定財源その他1,680万5,000円は、産業振興基金繰入金1,700万円、花苗販売収入19万5,000円の減です。今回の補正は、育苗施設で、来年度より床土に変わるロックウールマットを導入するにあたり、賃金及び、播種設備の一部改修が必要となることから、追加補正をお願いするものです。又、床土製造に係る費用の減、及び育苗移設にありますハウスで、もみ殻ボイラーによるトマトの育成の実証事業を実施することから、ポインセチアの管理、販売を行わないことから管理費用等を減とするものです。

7賃金55万7,000円。育苗作業員賃金で、新たに導入するロックウールマットのセット作業が必要なため、作業員を雇用するものです。

11需要費1,786万9,000円。消耗品費は、ロックウールマットで、30枚入り7,700箱で2,075万2,000円、育苗マットの運搬用プラスチックパレット100枚61万1,000円。

なお、床土用肥料等の減が、386万2,000の減となり、1,750万1,000円の追加をお願いするものです。

燃料費、灯油50万円の減、軽油35万円の減、光熱水費、電気料10万円の減は、ポインセチアの管理などに係る経費の減です。

修繕料131万8,000円は、製造ラインの水供給が不足することから、 播種機給水設備等の修理をするものです。

6款農林水産業費 2項林業費 4目町有林整備費、補正額219万9,000円。特定財源のその他213万1,000円は、立木売払収入です。15工事請負費219万9,000円。町有林皆伐工事で、鮎川地区町有林の一部を育苗施設等に利用する土取場とすることから、既存する立木を伐採するものです。次のページになります。

7款商工費 1項商工費 11目ふれあいの郷費、補正額24万円。

11需要費24万円。修繕料で、ふれあいの郷富岡1号棟の水道管が破損したため、修繕するものです。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額5万円。

7賃金5万円。パークゴルフ場管理作業員賃金で、雨不足により、予定より り散水回数が多く、当初予算が不足するため、追加をお願いするものです。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額95万2、000円。

19負担金補助及び交付金95万2,000円。中体連参加事業補助金で、中学生が卓球など各種大会で活躍し、全道大会及び全国大会等、出場者の増加により、補助金の追加をお願いするものです。

12款公債費 1項公債費 1目元金 補正額50万1,000円。

23償還金利子及び割引料50万1,000円。公有林整備事業債で整備 した鮎川地区町有林の一部を育苗施設等に利用する土取り場とすることか ら、借り入れ相当額を繰り上げ償還するものです。

2目利子、補正額1万8,000円。23償還金利子及び割引料1万8,000円。繰り上げ償還する元金分に対する利子です。

続いて、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

17款道支出金、18款財産収入、20款繰入金は、説明を省略します。 21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額382万5,000円、 1繰越金、前年度繰越金です。22款諸収入は説明を省略します。以上で 説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されま した。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第28号令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北川住民福祉課長。

○住民福祉課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第28号令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、2億3,958万9,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、2億3,991万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

今回の補正は、国民健康保険加入者が被用者保険へ移行したところ、その旨の当人からの届出が遅延し、年度内での保険税還付ができなかったため、新年度において歳出により還付するものです。なお、還付の該当者は4名で、金額は48万6,300円であります。

5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 1目一般被保険者保険税還付金、補正額32万8,000円。

- 23償還金利子及び割引料32万8,000円。保険税過年度還付金です。 次に、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。
- 5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額32万8,000円。1前年度繰越金32万8,000円です。以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

〇議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第28号令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予 算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されま した。

○議長(富樫順悦) 日程第10、議案第29号令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山下健康推進課長。

〇健康推進課長(山下志伸) ただいま上程されました、議案第 29 号令和元年度、蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予第 2 号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算総額は、6,283万7,000円でございます。 この総額に12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,29 5万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧下さい。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費 補正額12万1,000円。

11需用費12万1,000円。修繕料で、高齢者生活福祉センターめなで使用している、利用者送迎用四輪駆動のマイクロバスが、車庫入れや切り返しの際に異音が発生し、調査したところ、右フロントドライブシャフトが磨耗している状況であるため、交換修理するものでございます。

次に歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧下さい。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額12万1,000円の追加。 前年度繰越金12万1,000円を追加し、歳出に充当するものでござい ます。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第29号令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会 計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されま した。

○議長(冨樫順悦) 日程第11、議案第30号令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梅本商工労働観光課長。

〇商工労働観光課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第30号令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、2億8,663万円でございまして、この総額に990万円を追加いたしまして、歳入歳出の予算額をそれぞれ2億9,653万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧下さい。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額990万円。

特定財源の国・道支出金は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金990万円です。13委託料990万円。温泉熱利用事業化計画策定委

託料990万円は、先に策定いたしました、蘭越町地域新エネルギー事業に基づき、交流促進センター幽泉閣における温泉配湯熱の活用、可能性を調査し、老朽化したボイラーの更新に活かしていくための計画策定業務を委託するものでございます。

5ページ、歳入につきましては、歳出で御説明いたしましたので省略いたします。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番、柳谷議員。
- **〇9番(柳谷要)** 歳入について伺います。5ページでございます。 二酸化炭素排出抑制対策事業、この予算、初めて見るんですけど、獲得に いたる経過と、その目的の詳細について改めて伺いたいと思います。
- 〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。
- **○商工労働観光課長(梅本聖孝)** 柳谷議員の御質問にお答えします。幽泉閣のボイラーの更新につきましては、経過年数からここ数年の懸案事項となっておりまして、ただ、単独での交換には相当な一般財源というか自主財源を伴うものでございまして、その助成手段について情報収集をしていたところでございます。

可能性といたしましては、環境省の今回の補助金のメニュー、もう一つは経産省の、いわゆるエネ高と言われるエネルギー高度化事業のその2択ぐらいになるのかなという事で常々検討してきたところですけど、今回この、いずれにしてもボイラー更新にあたって、その事業に該当するためには正確な計画がなければ該当しませんよという関係機関からの御指導も頂きましたので、この計画事業に基づいて、しっかりとした計画を作って、可能性をしっかり考えて、事業化していこうという事で、まあ関係機関からの御指導も頂きましたので、この調査事業そのものは100%の補助金でございますし、しっかりした計画を作っていきたいという、そういった流れで今回に至ったところでございます。以上でございます。

- 〇議長(富樫順悦) 栁谷議員。
- **〇9番(柳谷要)** 今、環境対策及び省エネの予算というのは、まあ、旬ですね。国では非常にその気になってる状況があります。

それで、この調査費というのはほとんど委託費で、専門の業者が近くて札幌ですね。で、打合せの会議やその他、出だしが目に見えないものがあるという事でございます。100%補助なんだけども、ほとんどごっそりそっちに持っていかれると。地元の波及というのはどうなんだという事になってくると、各町村、国のために手間貸してるようなもんだと、そういう苦情も聞かれるんですよね、地元の波及というのは本当に僅かであって、という事です。

地元の波及、答えられるノウハウを持った業者がいない悲しさですけど、少しでも地元に落とせるように、調査に来た時に宿泊を地元でやって頂くとか、飲食を地元でやって頂くとかいうようなサポートを、役場の方から、発注者からすることが大事なことになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺のところ、特別提案とは関係のない事ですけど、よろしくお願いします。

〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) 柳谷議員御指摘のとおりでございまして、私も担当します幽泉閣の事業でございますし、受注された業者さんには幽泉閣の御利用を積極的に、ということを考えておりましたけど、せっかく今回該当した補助金でございますし、有効に活用されるように、受注される業者さんにはその旨お願いしていきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。6番、難波議員。

○6番(難波修二) どのような活用方法があるかという事を調査するための委託費で、これは100%、国の補助でやるという事でございます。 先日も、経済建設の所管事務調査に参加させてもらって、現地のボイラーを見させていただきました。それで、どういう計画を専門業者が作られるかという事によるんですけど、いわゆるそのボイラーを更新するという事で、今受けた補助金、CO2の削減という効果があれば、例えば現在のボイラー、その館内用のボイラーを更新することでCO2がこれぐらい削減されるという事で、出来上がった新しいボイラーを、館内のただボイラーの更新という事でも、それはこれから受ける本体工事の補助事業でも可能なのか、それだけではだめで、例えばそれを活用した新たな何か、活用のための施設、設備とか事業をやるという事がなければだめなのか、その辺

がどういうふうになっていくのか、ぼんやりと感じるところなんですけど、 その辺もし、担当として、こんなような利用方法を想定してると、そうい う事があればお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) 今回該当いたしました補助金は、まさしくCO2の削減がどれくらいあるかという効果をしっかり出した上で、事業を推進しなさいとそういった趣旨でございますので、議員お話されたとおり、CO2の削減がどれくらいあるのかという事を、またどういう方法だと一番最大化できるのかという事をメインにして考えて調査をしてもらいたいというふうに、設計の中では見ているところでございます。

今後の補助の考え方ですけど、経産省にしても環境省にいたしましても、ただのボイラーの交換だけでは補助の、まあ高効率のものにすればある程度あるのかもしれませんが、補助率は低い、またはないという状況でたもいまして、今考えていますのは一体となった、熱交換機と一体となったもので、そこにボイラー機能もあれば全額該当できるのではないかと関係が世の中に存在して、業者さんがいるのか、そういう事も含めて今回、調からも御指導いただいでますので、できればシステムがどういうものがであればからものままで、対したいの部分プラス普通のボイラーという事ではの部分の、ただ、熱交換するだけの部分プラス普通のボイラーについてきかいるので表の最初の部分しか該当してこないという事で、ボイラーについさいのものをそのまま交換するか、仮に小さいもので済むのであれば小さいますので、一番いい方法で今回検討していきたいという事で、調査を実施するという事で進めておりますので、御理頂きたいと思います。以上でございます。

〇議長(冨樫順悦) 難波議員。

06番(難波修二) 国も9,900万の補助を出す以上にはですね、やっぱりこう、それなりの効果が上がる事業を計画してくるというもの、そういう期待を国としては持っていると思うんですね。

我々としては、国から100%補助金頂いて、その計画の中で、こういう新しい事業なり、こういう設備、こういう施設を展開する事によって、効果がありますよとそういう計画になった場合に、そのための費用とか、そういう事との、どう対応できるかと検討が町としても必要となるのでは

ないかと思いますので、もう少しこの状況が明らかになってからですね、 改めてどうするべきという事を、我々も現況お聞かせ頂ければ、検討して いくことになるだろうと思いますので、これからの推移を見守りたいと思 いますけど、そういう状況がわかればまた、それは説明して頂ければと思 います。

〇議長(冨樫順悦) 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) どうしても幽泉閣のボイラーがメインになっての説明になりましたけど、計画そのものは、幽泉閣で使っている源泉の熱量をどう活かしていくかという事がメインでございますので、計画の中には、将来の地域の事を考えて、融雪に使うですとか、ほかの施設に使えないかとか、そういったものを十分含めて可能性を判断していきたいというふうに考えておりまして、それも計画の中に入れていきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。また、業者さんが決定して、詳細のほうが見えてきましたら、改めて議会のほうにも報告申し上げたいと思います。

○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第30号令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されま した。

〇議長(富樫順悦) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の全ては全部終了いたしました。これに、令和元年度第4回蘭越町臨時会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前11時58分 閉会